銃刀法改正によるハーフライフル規制強化に関する意見書

北海道及び斜里町農業は、畑作・酪農業など土地利用型農業を中心に、専業的経営を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道及び本町の経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

こうした中、エゾシカなどの野生鳥獣による農林被害は北海道全体で約4 8億円(令和4年度)となっており、特にヒグマによる人的被害の増加など 大変深刻な問題となっています。

このような状況のなか、今国会において、銃規制強化のための銃刀法改正 案が提出されます。この改正案では、ハーフライフル銃の所持許可に係る要 件をライフル銃と同程度の要件(10年間連続して散弾銃を所持)に引き上 げる規制強化が含まれており、狩猟資格者の減少と高齢化で深刻な状況下に おいては、次世代のハンター確保と育成に大きな歯止めをかけ、担い手不足 をさらに深刻化させる恐れがあります。

こうした懸念に対し、改正案においては、地元自治体の推薦がある場合や、 都道府県が事業被害のためにハーフライフル銃による捕獲が必要とする旨を 都道府県警に通知した場合などは、許可の特例を設け、鳥獣対策への影響が ないようにする考えが示されております。

しかし、報道ではこれら所持許可に関する特例は、都道府県警への通達により運用されるとのことであり、国会の審議を経ることなく改廃できる通達では、特例担保の持続性を欠くだけでなく、解釈に齟齬を生じさせる可能性が否定できません。

このことから、ハーフライフル所持に関する特例措置について、持続的かつ確実に運用がされるよう法的な位置づけを行い、有害鳥獣の駆除とその担い手となるハンターの確保・育成に支障が生じることがないよう特段のご配慮を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月14日

内閣総理大臣岸田 文雄 殿農林水産大臣坂本 哲志 殿環境大臣伊藤 信太郎 殿

国家公安委員会委員長 松村 祥史 殿

警察庁長官 露木 康浩 殿